

● はじめに

生活道路での事故は、特に四輪車対歩行者や自転車の死傷事故が増加しております。また、その事故の要因として、四輪車の速度出し過ぎになるものが増えてきています。

生活道路及び一般道路の場合、標識等での指定がなければ乗用車の最高速度は原則 60km/h とされています。ただし、一定の区域内で最高速度が 30km/h となっているケースもあります。「ゾーン30」または「ゾーン30 プラス」と呼ばれる場所です。

今回のなんでもインフォでは、「ゾーン30 プラス」の概要とその取り組み事例について紹介します。

● 「ゾーン30 プラス」の概要

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制「ゾーン30」と狭さく、ハンブ、シケイン、スムーズ横断歩道、ボラード等の物理的デバイスとの適切な組合せにより生活道路を人優先の安全・安心な通行空間及び交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30 プラス」として設定しています。

道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を進めています。

全国 192 地区において、「ゾーン30 プラス」の整備計画が策定（令和 6 年 3 月時点）されています。

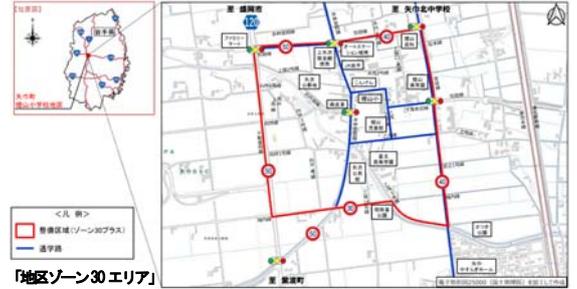


「生活道路の交通安全ポータル」(国土交通省 HP)

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/syokai.html>

● 取り組み事例 ～岩手県矢巾町～

岩手県矢巾町、煙山小学校地区では、令和 4 年より周辺地域の住民と通学児童・生徒が安全安心に生活、通学できる交通環境の確保を目的として「ゾーン30 プラス」の整備計画の策定を行ってきました。

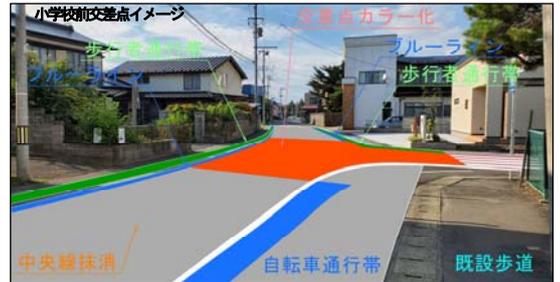


＜当地区の課題の把握＞

近年、矢巾スマート IC の利用に伴い、県道の自動車交通が増大していることから、交通混雑を回避する通過車両が地区内に侵入することと、地区内の町道全体において、走行速度 30 km/h を超過する車両の割合が高いことが課題となっています。

＜整備計画ポイント＞

- **地域住民・警察・道路管理者の連携による迅速な合意形成**
・交通事故防止等のために構成する既存の自治会、ボランティア協会等、各関係機関を活用することで、迅速に合意形成を図ることができた。
- **中央線を消去し、歩行者、自転車の通行帯を確保**
・中央線を消去することで、両側に歩行空間を確保し、並行して自転車通行帯を確保する整備計画を策定。



- **車道の狭さを4か所配置 整備計画を策定**
・車両の速度抑制を目的として狭さく(物理的デバイス)を設置計画。

当地区は今年より、舗装修繕工事と並行して、実施整備が行われます。

※ 本整備内容については、矢巾町道路住宅課の了承を得て掲載しております。

● おわりに・・・

2024 年 7 月、長年の課題とされてきた「生活道路」における最高速度の設定について、法定速度を現在の時速 60km/h から時速 30km/h まで引き下げる改正道路交通法が閣議決定されました。新たな「生活道路」速度制限は 2026 年 9 月から始まります。

「生活道路 30km/h 法定速度」+「ゾーン30 プラス」の整備の拡大が図られることで、交通事故のない社会を期待したいと思います。

(発行) 株式会社 昭和土木設計 (岩手県紫波郡矢巾町流通センター南4丁目1番23号 Tel 019-638-6834 Fax 019-638-6389)

弊社は道路・河川・橋梁等の計画・設計、BIM/CIM、i-Construction、GIS、ITソリューション等の業務を行っております。
「なんでもインフォ」のバックナンバーは <https://showacd.co.jp> をご覧ください。※掲載した画像や写真等の使用にあたっては著作権者の同意はありません。